

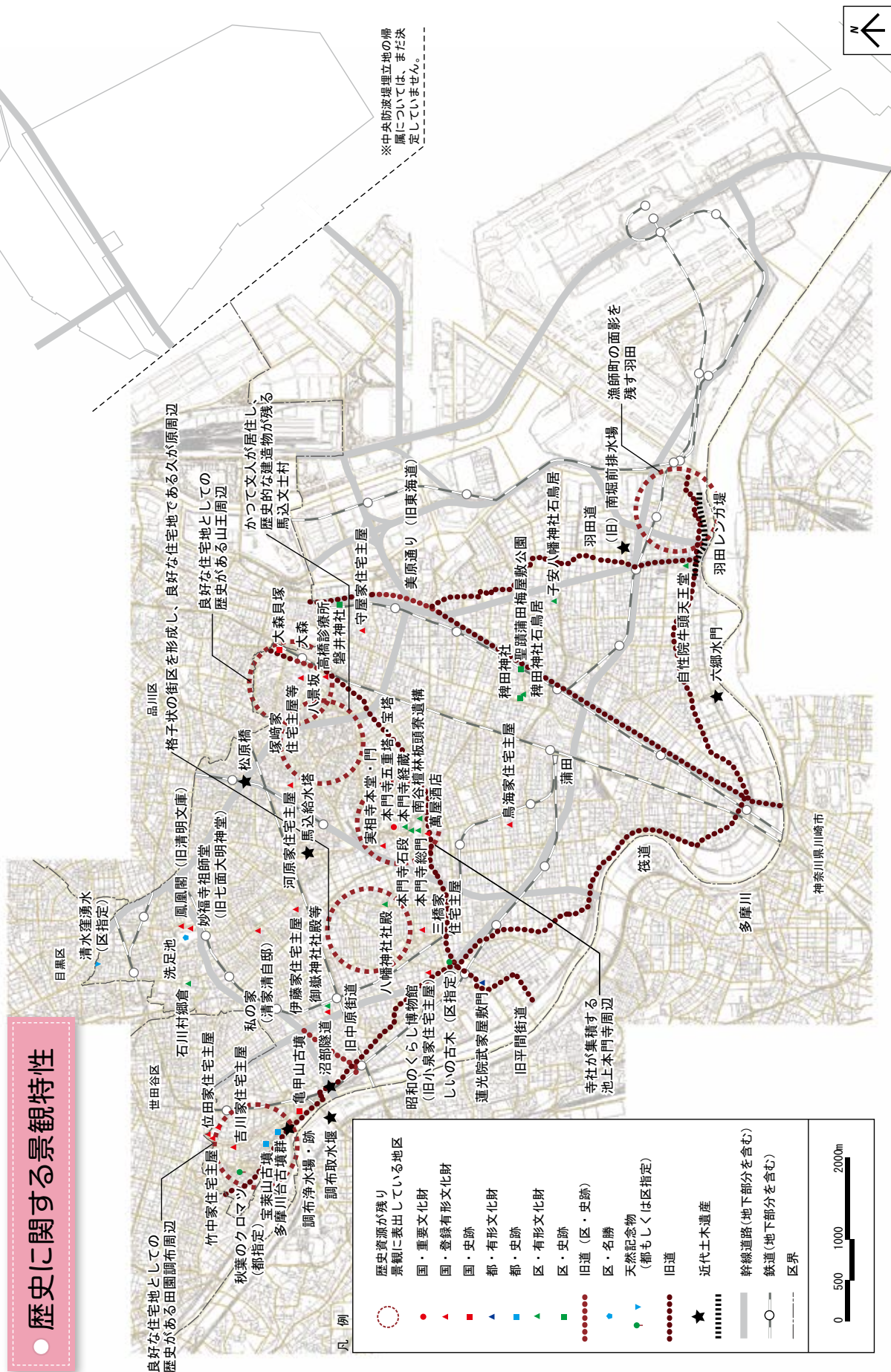
**景観資源【文化財等】の追加指定・解除に伴う
大田区景観計画の修正・追加**

【修正・追加部分一覧】

大田区景観計画該当部分 (該当ページ・項目)		修正・追加	修正・追加の主な内容	本資料 ページ
P13	第2章 2) 景観特性 (2) 歴史	修正	<ul style="list-style-type: none"> ■国・登録有形文化財の新規登録に伴う追加 ・御嶽神社末社一山神社祖霊社 ・御嶽神社水行堂 ・御嶽神社社務所 ・伊藤家住宅主屋 ・私の家（清家清自邸） ・塚崎家住宅主屋、塚崎家住宅門及び塀 	1
P92	第3章 3) 景観形成の目標、方針及び基準 (2) 景観資源周辺における景観形成 ④【文化財等】	修正	<ul style="list-style-type: none"> ■国・登録有形文化財の新規登録に伴う景観資源【文化財】の追加指定 ・御嶽神社末社一山神社祖霊社 ・御嶽神社水行堂 ・御嶽神社社務所 ・伊藤家住宅主屋 ・私の家（清家清自邸） ・塚崎家住宅主屋、塚崎家住宅門及び塀 	2
P93		修正		3

図の差替(御嶽神社社殿等(御嶽神社末社一山神社祖霊社、御嶽神社水行堂、御嶽神社社務所、御嶽神社社殿)、伊藤家住宅主屋、私の家(清家清自邸)塚崎家住宅主屋等(塚崎家住宅主屋、塚崎家住宅門及び塀)の追加)

● 歴史に関する景観特性



下線部の追加（御嶽神社社殿等（御嶽神社末社一山神社祖霊社、御嶽神社水行堂、御嶽神社社務所、御嶽神社社殿）、伊藤家住宅主屋、私の家（清家清自邸）塚崎家住宅主屋等（塚崎家住宅主屋、塚崎家住宅門及び塀）の追加）

④【文化財等】

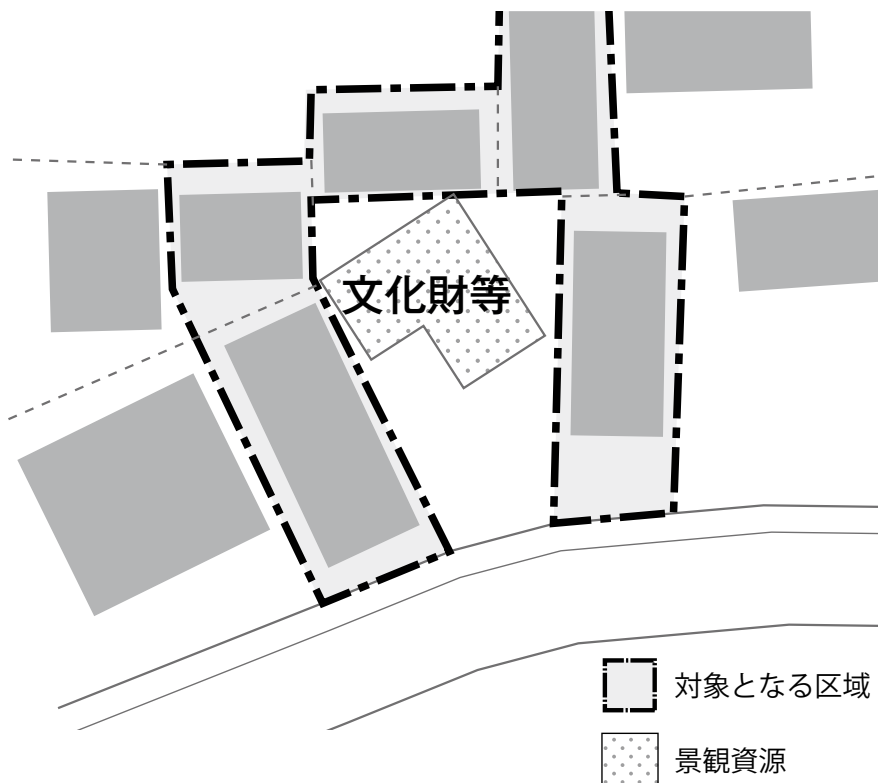
(a)区域

- 以下に示す【文化財等】を有する敷地に面する敷地、若しくは道路を挟んで面する敷地とします。

本門寺五重塔、本門寺宝塔、萬屋酒店、河原家住宅主屋、三橋家住宅主屋、竹中家住宅主屋、位田家住宅主屋、吉川家住宅主屋、鳥海家住宅主屋、妙福寺祖師堂（旧七面大明神堂）、昭和のくらし博物館（旧小泉家住宅主屋）、鳳凰閣（旧清明文庫）、実相寺本堂・門、高橋診療所、守屋家住宅主屋、御嶽神社末社一山神社祖霊社、御嶽神社水行堂、御嶽神社社務所、伊藤家住宅主屋、私の家（清家清自邸）、塚崎家住宅主屋、塚崎家住宅門及び塀、大森貝塚、亀甲山古墳、蓮光院武家屋敷門、多摩川台古墳群、宝萊山古墳、本門寺総門、本門寺石段、御嶽神社社殿、八幡神社社殿、子安八幡神社石鳥居、稗田神社石鳥居、南谷檀林板頭寮遺構、自性院牛頭天王堂、石川村郷倉、磐井神社、旧中原街道、稗田神社、聖蹟蒲田梅屋敷公園、美原通り（旧東海道）、八景坂、洗足池、六郷水門、馬込給水塔、沼部隧道、秋葉のクロマツ、しいの古木、清水窪湧水、蘇峰公園（大田区立山王草堂記念館）、龍子記念館、熊谷恒子記念館、尾崎士郎記念館

- 池上本門寺に関連する「本門寺五重塔」、「池上本門寺宝塔」、「本門寺総門」、「本門寺石段」については、池上本門寺一体の敷地を文化財等と捉え、それに面する敷地を対象としていきます。また、池上本門寺一体の敷地内についても対象とします。
- 「本門寺五重塔」、「本門寺宝塔」については、東京都が示す歴史的景観保全の指針（東京都景観条例第32条第2項に規定により定められたものを指す。）において「指針適用建造物等」に指定されており、「指針適用建造物」から100mの範囲内における建築行為等について、歴史的景観への配慮を要する範囲としています。よって、同指針に基づき、大田区においても同様の範囲を基準適用の対象敷地とし、良好な景観形成を図るものとし、また、今後「本門寺五重塔」、「本門寺宝塔」以外に「指針適用建造物等」に指定された場合も同様とします。

■対象となる敷地のイメージ



図の差替(御嶽神社社殿等(御嶽神社末社一山神社祖霊社、御嶽神社水行堂、御嶽神社社務所、御嶽神社社殿)、伊藤家住宅主屋、私の家(清家清自邸)塚崎家住宅主屋等(塚崎家住宅主屋、塚崎家住宅門及び塀)の追加)

○文化財等 位置図

